

## 第 1 部

### 障害者総合支援法と事業者指定

# 障害者総合支援法の概要

## 1 障害者総合支援法成立に至るまでの経緯

障害者の福祉サービスについては、平成 15 年 4 月に導入された支援費制度に基づき実施されていましたが、障がい種別ごとの法律に基づいて提供されていたため、施設や事業の体系が分かりにくく、障がいの種類によってサービス提供の水準に格差があるなどの課題が残されていました。また、サービス提供に関する全国共通のルールがなく、地域におけるサービスの提供体制が異なるため、同じ種類の障がいでも、受けられるサービスに大きな地域格差がありました。

そこで、こうした課題を解決し、障がいのある人たちが利用できるサービスの充実を図るため、平成 18 年 10 月に「障害者自立支援法」が施行され、障がい種別によらない一元化したサービス提供体制となりました。また、障害福祉サービスの提供については、市町村が責任をもって一元的に実施することになっております。その後、平成 25 年 4 月には「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（以下「法」という。）に名称が改正され、障害者の範囲に難病等の方々も加わることになりました。

## 2 指定障害福祉サービス事業者が遵守すべき基準

障害福祉サービス等の指定基準は、県で定める条例及び条例施行規則で定められています。

[条例名]・山形県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成 24 年 12 月県条例第 81 号）

・山形県指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成 24 年 12 月県条例第 82 号）

[規則名]・山形県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則（平成 25 年 3 月県規則第 23 号）

・山形県指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則（平成 25 年 3 月県規則第 24 号）

※条例については以下「山形県条例」といい、規則については以下「山形県規則」という。

### 3 障害者総合支援法のサービスの仕組み

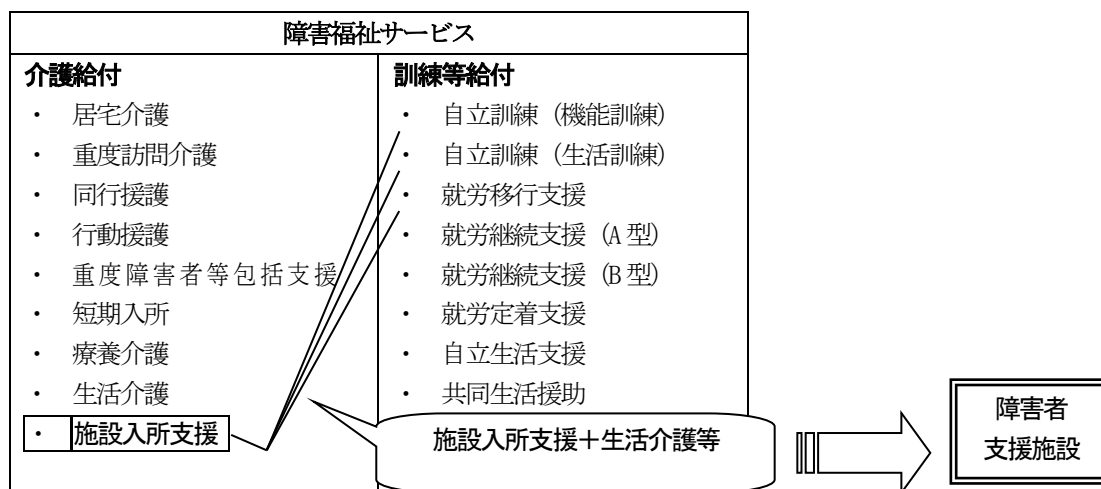
市町村では、「障害福祉サービス」と「地域生活支援事業」の二つの柱で、障がいのある人々への総合的な支援を実施します。

「障害福祉サービス」は、介護支援のための「介護給付」や、自立訓練や就労移行支援のための「訓練等給付」などのサービスです。個々の障がいのある人々の障がいの程度や生活の実態などを踏まえ、個別に支給決定が行われます。

「地域生活支援事業」は、市町村の創意工夫により、利用者の状況に応じて柔軟に実施できるサービスです。相談支援やコミュニケーション支援など、地域の実情に応じた、よりきめ細かなサービスが提供されます。

また、サービスを「日中活動の場」と「住まいの場」に分け、障がいのある人が、必要に応じてサービスを選択し、組み合わせて利用できる仕組みとなっております。

これを簡単にまとめると次のとおりとなります。



※法施行規則附則第1条の2で規定する期間の間は、「就労継続支援（法附則第22条第1項に規定する特定旧法受給者に対して行うものに限る。）も施設障害福祉サービスに含まれる。」

## (1) 介護給付について

サービス名	内 容
居宅介護	自宅で、入浴、排泄、食事の介護等を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由児者で常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排泄、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。
同行援護	移動に著しい困難を有する視覚障害者等につき、外出時において、移動に必要な情報を提供する援助、移動中の介護等必要な援助を行います。
行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。
重度障害者等包括支援	介護の必要性がとて高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的にを行います。
短期入所	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め、施設で、入浴、排泄、食事の介護等を行います。
療養介護	医療と介護を必要とする人に、昼間、入浴、排泄、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。
生活介護	常に介護を必要とする人に、入浴、排泄、食事の介護等を行います。
施設入所支援	施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排泄、食事の介護等を行います。

## (2) 訓練等給付について

サービス名	内 容
自立訓練（機能訓練・生活訓練）	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労継続支援（A型・B型）	一般企業等で就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労定着支援	就労に向けた支援を受けて通常の事業所に雇用された方に、就労の継続を図るために必要な事業主との連絡調整等を行います。
自立生活援助	共同生活援助又は施設入所支援を受けていた方が自立した日常生活を営む上での問題について、定期的な巡回訪問や随時通報により相談に応じる等の援助を行います。
共同生活援助	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。

## 事業者指定の仕組み

### 1 事業者指定の仕組み

障害福祉サービスを提供しようとする者は、障害福祉サービスの種類及び事業所ごと（障害者支援施設の場合は、施設ごと）に知事の指定を受ける必要があります。

なお、次のような場合は、指定ができません。

- ① 申請者が法人でないとき。
- ② 事業所の従業者の知識及び技能並びに人員が、山形県条例及び山形県規則で定める基準を満たしていないとき。
- ③ 申請者が、山形県条例及び山形県規則で定める設備及び運営等に関する基準に従って適正な運営ができないと認められるとき。
- ④ 申請者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
- ⑤ 申請者が、法その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
- ⑥ 申請者が、労働に関する法律の規定であって政令で定めるものにより罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
- ⑦ 指定障害福祉サービス事業者等の指定を取り消されてから5年を経過しない者であるとき 等。

# 事業者指定について

## 1 指定障害福祉サービス事業者

指定障害福祉サービス事業者として知事の指定を受けるためには、一定の要件を満たしていることが必要であり、また、指定を受けて障害福祉サービスを提供する場合は、一定の基準に従う必要があります。

それぞれのサービスごとの基準を簡単に整理すると次のとおりになります。

サービスの種類	法人格の必要性	人員基準	設備・運営基準
居宅介護 重度訪問介護 同行援護 行動援護 療養介護 生活介護 短期入所 重度障害者等包括支援 施設入所支援 自立訓練 就労移行支援 就労継続支援 就労定着支援 自立生活援助 共同生活援助	法人格が必要 ※療養介護は病院	山形県条例及び山形県規則で定める員数の従事者を配置すること	山形県条例及び山形県規則で定める設備・運営の基準を満たすこと

さらに、指定障害福祉サービス事業者は、障害者等がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるように努めなければなりません。

具体的には次のとおりです。

- ① 市町村、公共職業安定所その他の職業リハビリテーションを実施する機関、教育機関等との緊密な連携を図りつつ、障害福祉サービスや相談支援を障害者等の意向、適性、障がいの特性等に応じ、効果的に行なうよう努めなければならない。
- ② 障害福祉サービスの質の評価を行うことにより、質の向上に努めなければならない。
- ③ 障害者等の人格を尊重するとともに、この法律又はこの法律に基づく命令を遵守し、障害者等のため忠実にその職務を遂行しなければならない。

### (1) 指定変更の申請

事業者（特定障害福祉サービス（生活介護、就労継続支援A型、就労継続支援B型）に係るものに限る。）は、障害福祉サービスの量（利用定員）を増加しようとするときは、指定の変更を申請することができます。

### (2) 変更の届出等

事業所の名称や所在地、管理者等の指定申請事項に変更があった場合は、10日以内に「変更届出書」を知事に提出します。どのような場合に変更届出が必要になるかは厚生労働省令で定められます。

区分	届出該当事由
居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業所の名称及び所在地 の変更</li> <li>・ 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名及び住所 の変更</li> <li>・ 申請者の登記事項証明書又は条例等 の変更</li> </ul>

	<p>(当該指定に係る事業に関するものに限る。)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>事業所の平面図 の変更</li> <li>事業所の管理者及びサービス提供責任者の氏名、経歴及び住所 の変更</li> <li>運営規程 の変更</li> <li>介護給付費の請求に関する事項 の変更</li> </ul>
療養介護	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業所の名称及び所在地 の変更</li> <li>申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名及び住所 の変更</li> <li>申請者の登記事項証明書又は条例等 の変更 (当該指定に係る事業に関するものに限る。)</li> <li>建物の構造概要及び平面図並びに設備の概要 の変更</li> <li>事業所の管理者及びサービス管理責任者の氏名、経歴及び住所 の変更</li> <li>運営規程 の変更</li> <li>介護給付費及び療養介護医療費の請求に関する事項 の変更</li> </ul>
生活介護	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業所の名称及び所在地 の変更</li> <li>申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名及び住所 の変更</li> <li>申請者の登記事項証明書又は条例等 の変更 (当該指定に係る事業に関するものに限る。)</li> <li>事業所の平面図及び設備の概要 の変更</li> <li>事業所の管理者及びサービス管理責任者の氏名、経歴及び住所 の変更</li> <li>運営規程 の変更</li> <li>協力医療機関の名称及び診療科名並びに当該医療機関との契約の内容 の変更</li> <li>介護給付費の請求に関する事項 の変更</li> </ul>
短期入所	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業所の名称及び所在地 の変更</li> <li>申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名及び住所 の変更</li> <li>申請者の登記事項証明書又は条例等 の変更 (当該指定に係る事業に関するものに限る。)</li> <li>事業所の種別 の変更</li> <li>建物の構造概要及び平面図並びに設備の概要 の変更 (併設事業所において行う場合は、併設本体施設の平面図を含む。)</li> <li>併設事業所の利用者推定数又は空床型の当該施設の入所定員 の変更</li> <li>事業所の管理者の氏名、経歴及び住所 の変更</li> <li>運営規程 の変更</li> <li>協力医療機関の名称及び診療科名並びに当該医療機関との契約の内容 の変更</li> <li>介護給付費の請求に関する事項 の変更</li> </ul>
重度障害者等包括支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業所の名称及び所在地 の変更</li> <li>申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名及び住所 の変更</li> <li>申請者の登記事項証明書又は条例等 の変更 (当該指定に係る事業に関するものに限る。)</li> <li>提供する障害福祉サービスの種類 の変更</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第三者に委託することにより提供する障害福祉サービスがあるときは、当該障害福祉サービスの種類並びに当該第三者の事業所の名称及び所在地 の変更</li> <li>・ 事業所の平面図 の変更</li> <li>・ 事業所の管理者及びサービス提供責任者の氏名、経歴及び住所 の変更</li> <li>・ 運営規程 の変更</li> <li>・ 医療機関との協力体制の概要 の変更</li> <li>・ 介護給付費の請求に関する事項 の変更</li> </ul>
自立訓練（機能訓練・生活訓練）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業所の名称及び所在地 の変更</li> <li>・ 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名及び住所 の変更</li> <li>・ 申請者の登記事項証明書又は条例等 の変更 （当該指定に係る事業に関するものに限る。）</li> <li>・ 事業所の平面図及び設備の概要 の変更</li> <li>・ 事業所の管理者及びサービス管理責任者の氏名、経歴及び住所 の変更</li> <li>・ 運営規程 の変更</li> <li>・ 協力医療機関の名称及び診療科名並びに当該医療機関との契約の内容 の変更</li> <li>・ 訓練等給付費の請求に関する事項 の変更</li> </ul>
就労移行支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業所の名称及び所在地 の変更</li> <li>・ 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名及び住所 の変更</li> <li>・ 申請者の登記事項証明書又は条例等 の変更 （当該指定に係る事業に関するものに限る。）</li> <li>・ 事業所の平面図及び設備の概要 の変更</li> <li>・ 事業所の管理者及びサービス管理責任者の氏名、経歴及び住所 の変更</li> <li>・ 運営規程 の変更</li> <li>・ 協力医療機関の名称及び診療科名並びに当該医療機関との契約の内容 の変更</li> <li>・ 連携する公共職業安定所その他関係機関の名称 の変更</li> <li>・ 訓練等給付費の請求に関する事項 の変更</li> </ul>
就労継続支援（A型・B型）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業所の名称及び所在地 の変更</li> <li>・ 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名及び住所 の変更</li> <li>・ 申請者の定款、寄附行為等及びその登記事項証明書又は条例等 の変更 （「定款、寄附行為等」は就労継続支援 A 型のみ。当該指定に係る事業に関するものに限る。）</li> <li>・ 事業所の平面図及び設備の概要 の変更</li> <li>・ 事業所の管理者及びサービス管理責任者の氏名、経歴及び住所 の変更</li> <li>・ 運営規程 の変更</li> <li>・ 協力医療機関の名称及び診療科名並びに当該医療機関との契約の内容 の変更</li> <li>・ 訓練等給付費の請求に関する事項 の変更</li> </ul>
就労定着支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業所の名称及び所在地 の変更</li> <li>・ 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名及び住所 の変更</li> </ul>



	<ul style="list-style-type: none"> <li>申請者の登記事項証明書又は条例等 の変更 (当該指定に係る事業に関するものに限る。)</li> <li>指定を受けようとする事業者が提供する指定障害福祉サービスの種類並びに当該事業所の名称及び所在地 の変更</li> <li>事業所の平面図 の変更</li> <li>事業所の管理者及びサービス管理責任者の氏名、経歴及び住所 の変更</li> <li>運営規程 の変更</li> <li>訓練等給付費の請求に関する事項 の変更</li> </ul>
自立生活援助	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業所の名称及び所在地 の変更</li> <li>申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名及び住所 の変更</li> <li>申請者の登記事項証明書又は条例等 の変更 (当該指定に係る事業に関するものに限る。)</li> <li>指定を受けようとする者の指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設又は指定相談支援事業者の別、提供している指定障害福祉サービスの種類並びに当該事業所の名称及び所在地 の変更</li> <li>事業所の平面図 の変更</li> <li>事業所の管理者及びサービス管理責任者の氏名、経歴及び住所 の変更</li> <li>運営規程 の変更</li> <li>訓練等給付費の請求に関する事項 の変更</li> </ul>
共同生活援助	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業所の名称及び所在地 の変更</li> <li>申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名及び住所 の変更</li> <li>申請者の登記事項証明書又は条例等 の変更 (当該指定に係る事業に関するものに限る。)</li> <li>建物の構造概要及び平面図並びに設備の概要 の変更</li> <li>事業所の管理者及びサービス管理責任者の氏名、経歴及び住所 の変更</li> <li>運営規程 の変更</li> <li>協力医療機関の名称及び診療科名並びに当該医療機関との契約の内容 の変更 (協力歯科医療機関があるときは、その名称及び当該協力歯科医療機関との契約内容を含む。)</li> <li>関係機関との連携その他の適切な支援体制の概要 の変更</li> <li>訓練等給付費の請求に関する事項 の変更</li> </ul>

(3) 指導監督

知事は、指定障害福祉サービス事業者の行うサービスが、事業の基準を満たしているかなどについて、人員・設備・運営基準等の規定に従って行われているか否かを確かめ、必要な指導監督を行います。

知事が改善すべき項目に対し是正するよう勧告しても、事業者がそれを守らないときには、公表することがあります。

(4) 指定の取消し等

知事は、指定障害福祉サービス事業者が以下の事由等に該当する場合には、指定を取り消すことができます。

- ア 禁錮刑以上の刑を受けたとき
- イ 法その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるものにより罰金刑を受けたとき
- ウ 労働に関する法律の規定であつて政令で定めるものにより罰金の刑を受けたとき
- エ 従業者の知識若しくは技能又は人員について山形県条例及び山形県規則で定める基準を満たすことができなくなったとき
- オ 山形県条例及び山形県規則で定める設備及び運営に関する基準に従つて適正な指定障害福祉サービスの事業の運営ができなくなったとき
- カ 介護給付費等の請求に関し不正があつたとき
- キ 知事の求める報告又は帳簿書類の提出・提示に従わず、又は虚偽の報告をしたとき
- ク 知事の求める出頭に応じないとき、質問に答弁しないとき、もしくは虚偽の答弁をしたとき、又は検査を拒み、妨げ、忌避したとき
- ケ 不正な手段により指定障害福祉サービス事業者の指定を受けたとき
- コ 障害福祉サービスに関し、不正又は著しく不当な行為をしたとき 等

市町村は、上記の事由に該当する事業者を把握した場合は、その旨を知事に通知することができます。

(5) 指定の更新

事業者は、6年ごとに更新を受ける必要があります。更新しなければ、有効期間の満了日の翌日から効力を失うことになります。

(6) 公示

知事は、指定障害福祉サービス事業者の指定や取消しを行った場合、事業者から廃止の届出があつた場合には、その旨を県公報で公示するとともに、市町村等に対して情報の提供を行います。

(7) 事業の開始届

国及び都道府県以外の者が、障害福祉サービス事業を開始しようとするときは、指定申請とは別に法第79条の規定により、事業の開始届を提出する必要があります。

## 2 指定障害者支援施設

介護給付費及び訓練等給付費の支給対象となる指定障害者支援施設として知事の指定を受けるためには、一定の要件を満たしていることが必要であり、また、指定を受けて施設障害福祉サービスを提供する際には、一定の基準に従う必要があります。

それぞれのサービスごとの基準を簡単に整理すると次のとおりになります。

昼間のサービスの種類	設置主体	人員基準	設備・運営基準
①生活介護 ②自立訓練（機能訓練） ③自立訓練（生活訓練） ④就労移行支援 ⑤就労継続支援※	法人格が必要	山形県条例及び山形県規則で定める員数の従事者を配置すること	山形県条例及び山形県規則で定める設備・運営の基準を満たすこと

※法施行規則附則第1条の2で規定する期間の間は、「就労継続支援（法附則第22条第1項に規定する特定旧法受給者に対して行うものに限る。）も施設障害福祉サービスを含む。

さらに、施設では、障害者等がその有する能力及び適正に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるように努めなければなりません。具体的には、指定障害福祉サービスと同じです。

### (1) 指定変更の申請

施設の設置者は、施設障害福祉サービスの種類を変更しようとするとき、又は当該指定に係る入所定員を増加しようとするときは、指定の変更を申請することができます。

### (2) 変更の届出等

施設の設置者は、施設に関する変更等が生じた場合、10日以内に知事への届出が必要になります。

<変更届出の該当事由>

<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 施設の名称及び設置の場所 の変更</li> <li>・ 設置者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名及び住所 の変更</li> <li>・ 設置者の登記事項証明書又は条例等 の変更 (当該指定に係る事業に関するものに限る。)</li> <li>・ 建物の構造概要及び平面図並びに設備の概要 の変更</li> <li>・ 施設の管理者及びサービス管理責任者の氏名、経歴及び住所 の変更</li> <li>・ 運営規程 の変更</li> <li>・ 協力医療機関の名称及び診療科名並びに当該医療機関との契約の内容 の変更 (協力歯科医療機関があるときは、その名称及び当該協力歯科医療機関との契約内容を含む。)</li> <li>・ 連携する公共職業安定所その他関係機関の名称 の変更 (就労移行支援を行う場合に限る。)</li> <li>・ 介護給付費及び訓練等給付費の請求に関する事項 の変更</li> </ul>
--

### (3) 指導監督

知事は、指定障害者支援施設の設置者が行うサービスが、事業の基準を満たしているかなどについて、人員・設備・運営基準等の規定に従って行われているか否かを確認、必要な指導監督を行います。

知事が改善すべき項目に対し是正するよう勧告しても、事業者がそれを守らないときには、公表することがあります。

(4) 指定の取消し等

知事は、指定障害者支援施設の設置者が以下の事由等に該当する場合には、指定を取り消すことができます。

- ア 禁錮刑以上の刑を受けたとき
- イ 法その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるものにより罰金刑を受けたとき
- ウ 労働に関する法律の規定であって政令で定めるものにより罰金の刑を受けたとき
- エ 従業者の知識若しくは技能又は人員について、山形県条例及び山形県規則で定める基準を満たすことができなくなったとき
- オ 山形県条例及び山形県規則で定める設備及び運営に関する基準に従って適正な指定障害者支援施設の運営ができなくなったとき
- カ 介護給付費等の請求に関し不正があったとき
- キ 知事の求める報告又は帳簿書類の提出・提示に従わず、又は虚偽の報告をしたとき
- ク 知事の求める出頭に応じないとき、質問に答弁しないとき、もしくは虚偽の答弁をしたとき、又は検査を拒み、妨げ、忌避したとき
- ケ 不正な手段により指定障害者支援施設の指定を受けたとき
- コ 障害福祉サービスに関し、不正又は著しく不当な行為をしたとき 等

市町村は、上記の事由に該当する事業者を把握した場合は、その旨を知事に通知することができます。

(5) 指定の更新

事業者は、6年ごとに更新を受ける必要があります。更新しなければ、有効期間の満了日の翌日から効力を失うこととなります。

(6) 公示

知事は、指定障害者支援施設の指定や取消しを行った場合、事業者から指定の辞退の届出があった場合には、その旨を県公報で公示するとともに、市町村等に対して情報の提供を行います。